

別表第2（第5条関係）

補助額の加算区分	加算する補助率	加算する補助上限額
補助事業の実施により、再生可能エネルギーの活用（補助事業者の事業活動に使用するエネルギー全体に占める再生可能エネルギーの代替が占める割合が、補助事業の着手前に対し3パーセント以上の向上）又は温室効果ガス排出量削減等のエネルギーの使用の合理化（整備しようとする工場又は事務所その他の事業場、輸送、建築物、設備、機械、器具若しくは装置に係るエネルギーの使用量が、補助事業の着手前に対し年3パーセント以上の減少）の効果の有する場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定に基づき厚生労働大臣から認定を受けている場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定に基づき厚生労働大臣から認定を受けている場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づき厚生労働大臣から認定を受けている場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
補助事業者が令和4年4月1日の時点又は補助事業の事業期間中において、雇用する従業員（役員を含む。）のうち、女性の占める割合が30パーセント以上の場合	—	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
補助事業者が令和4年4月1日の時点又は補助事業の事業期間中において、雇用する従業員（役員を含む。）のうち、障害者の占める割合が2.3パーセント以上の場合	—	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
補助事業者が令和4年4月1日の時点又は補助事業の事業期間中において雇用する従業員のうち、65歳以上の者の占める割合が15パーセント以上の場合	—	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
補助事業者が令和4年4月1日の時点又は補助事業の事業期間中において、外国人労働者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）別表第1の2の表のうち、特定技能又は技能実習に係る在留資格をもって在留する者）を受け入れている場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円

補助額の加算区分	加算する補助率	加算する補助上限額
令和4年4月1日の時点において、50人を超える常用雇用者（雇用期間の定めのない雇用で、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者）がある場合	—	<p>ハード事業</p> <p>当該補助事業者が令和4年4月1日時点で雇用する常用雇用者数から50人を減じた数に、100千円を乗じた額（ただし、5,000千円を超える場合は5,000千円とする。）</p> <p>ソフト事業</p> <p>当該補助事業者が令和4年4月1日時点で雇用する常用雇用者数から50人を減じた数に、10千円を乗じた額（ただし、500千円を超える場合は500千円とする。）</p>
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項の規定に基づき地域経済牽引事業計画の承認を受けている場合	—	ソフト事業 500千円
地域未来牽引企業選定実施要領（20200225地第3号）に基づき経済産業大臣から地域未来牽引企業の選定を受けている場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円
中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項の規定に基づき経営革新計画の承認を受けている場合	ハード事業 10分の1 ソフト事業 10分の1	ハード事業 1,000千円
中小企業等経営強化法第52条第4項の規定に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた事業者（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条第4項の規定に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた事業者を含む。）が当該先端設備等導入計画に記載された設備を含む建物又は償却資産を取得する場合	—	ハード事業 1,000千円
事業再構築指針（事業再構築補助金の執行に伴い令和3年3月17日に中小企業庁が定めた指針）に沿う事業活動（付加価値額等が、補助事業着手前の直近の事業年度に対し、当該補助事業終了後5年以内に年3パーセント以上向上する事業計画を策定している場合に限る。）の場合	ハード事業 10分の2	ハード事業 5,000千円

補助額の加算区分	加算する補助率	加算する補助上限額
マスク、消毒液、ビニールカーテン、アクリル板、空気換気設備、検温等装置、その他の感染症拡大を防止するための製品で、新しい生活様式の実践において必要とするものを生産又は提供するための事業を行う場合	ハード事業 10分の1	ハード事業 1,000千円
補助事業者が次に掲げる認定若しくは認証を受け又は運動に参加若しくは団体に参加している場合 1 岩手県知事が定めるいわて子育てにやさしい企業等認証制度要綱第6条第1項の規定に基づき知事から認証を受け、若しくはいわて女性活躍企業等認定制度要綱第6の規定に基づき知事から認定を受け、又はいわて働き方改革推進運動に参加している場合 2 遠野市わらすっこ条例応援事業者認定制度要綱（平成21年遠野市告示第179号）第5条の規定に基づき市長から認定を受けている場合 3 遠野市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成19年遠野市告示第95号）第5条の規定に基づき市長から認定を受けている場合 4 いわてで働こう推進協議会が運営するシゴトバクラシバいわてに企業情報及び求人情報を掲載している場合 5 いわてで働こう推進協議会が運営するシゴトバクラシバいわての移住支援金対象法人に掲載されている場合 6 釜石地域雇用開発協会の会員 7 遠野ものづくりネットワークの会員又は北上川流域ものづくりネットワークの会員	—	ハード事業 当該補助事業者が令和4年8月1日時点で認定若しくは認証を受け又は運動若しくは団体に参加している毎に1,000千円を乗じた額 ソフト事業 当該補助事業者が令和4年8月1日時点で認定若しくは認証を受け又は運動若しくは団体に参加している毎に100千円を乗じた額
補助事業者が新規創業者であると認められる場合	ハード事業 10分の1 ソフト事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円
新型コロナウイルス感染症等に起因して、事業活動に係る取引の数量の減少その他の当該補助事業者の経営の安定に支障が生じる相当な収入の減少があり、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定に基づく経営の安定に支障を生じていると認められる場合又は同条第6項の規定に基づく認定を受けている場合	ハード事業 10分の1 ソフト事業 10分の1	ハード事業 1,000千円 ソフト事業 100千円

補助額の加算区分	加算する補助率	加算する補助上限額
市内で生産された農林水産物（農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものを含む。）又は食品（全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号第 2 条第 1 項に規定する医薬品、同条第 2 項に規定する医薬部外品及び同条第 9 項に規定する再生医療等製品を除く。））の輸出事業を実施し、その輸出先国及び販売先事業者が確定し、かつ当該補助事業者が単独で又は販売先事業者と共同して、商談会及び販売会の事業を行う場合	ソフト事業 10分の 2	
インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて地域資源を用いた製品、商品若しくは役務の提供、販売その他の需要の開拓を図る事業の場合	ソフト事業 10分の 2	
情報通信の業務を一体的に行うよう構成された設備、機器及び装置並びにこれらに係るプログラムの集合体の設置、導入又は整備する事業の場合	ハード事業 10分の 1 ソフト事業 10分の 2	
補助事業者が遠野市産業まつりに出店又は連携行事を主催する場合	ハード事業 10分の 1 ソフト事業 10分の 1	ソフト事業 100千円
中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第 9 条第10項の規定に基づく認定を受けた基本計画（計画期間満了後 3 年を経過していないものを含む。）に定める中心市街地の区域で行う事業と認められる場合	ハード事業 10分の 1 ソフト事業 10分の 1	ハード事業 500万円 ソフト事業 300万円
中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第 9 条第10項の規定に基づく認定を受けた基本計画（計画期間満了後 3 年を経過していないものを含む。）に定める中心市街地の区域において、空き店舗（令和 4 年 1 月 1 日時点において商店街団体等又は中小企業者の事業の用に供していない建物）の利活用と認められる場合	ハード事業 10分の 2 ソフト事業 10分の 1	ハード事業 10,000千円 ソフト事業 300千円
補助事業者が商店街団体等であって、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第 92号）第 9 条第10項の規定に基づく認定を受けた基本計画（計画期間満了後 3 年を経過していないものを含む。）に定める中心市街地の区域で行う事業と認められる場合	ハード事業 10分の 1 ソフト事業 10分の 1	ソフト事業 100千円